

令和 6 年度

戸田市特別職報酬等審議会

【第 1 回 資料】

日 時 令和 6 年 7 月 5 日（金） 19 時～

場 所 戸田市役所本庁舎 7 階 第 5 委員会室

目 次

1	特別職報酬等審議会について	
(1)	審議会の概要及び目的	1
(2)	審議会の流れ	1
(3)	委員紹介	2
(4)	過去の開催事例と答申内容	3
2	戸田市議会議員の報酬等	
(1)	議員定数及び議員報酬等について	4
(2)	政務活動費について	5
3	類似団体及び埼玉県内団体との比較	
(1)	比較対象団体について	7
(2)	比較結果（概要）	7
4	消費者物価指数	
(1)	消費者物価指数とは	8
(2)	消費者物価指数の推移	8
5	令和 5 年戸田市議会運営状況	
(1)	定例会について	1 1
(2)	常任委員会について	1 1
(3)	特別委員会について	1 2
(4)	議会運営委員会について	1 2
6	戸田市職員の給与改定状況	1 3
7	今後のスケジュール等	1 4

1 特別職報酬等審議会について

(1) 審議会の概要及び目的

【概要】

戸田市特別職報酬等審議会については、条例により以下のとおり定められております。

○戸田市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、戸田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

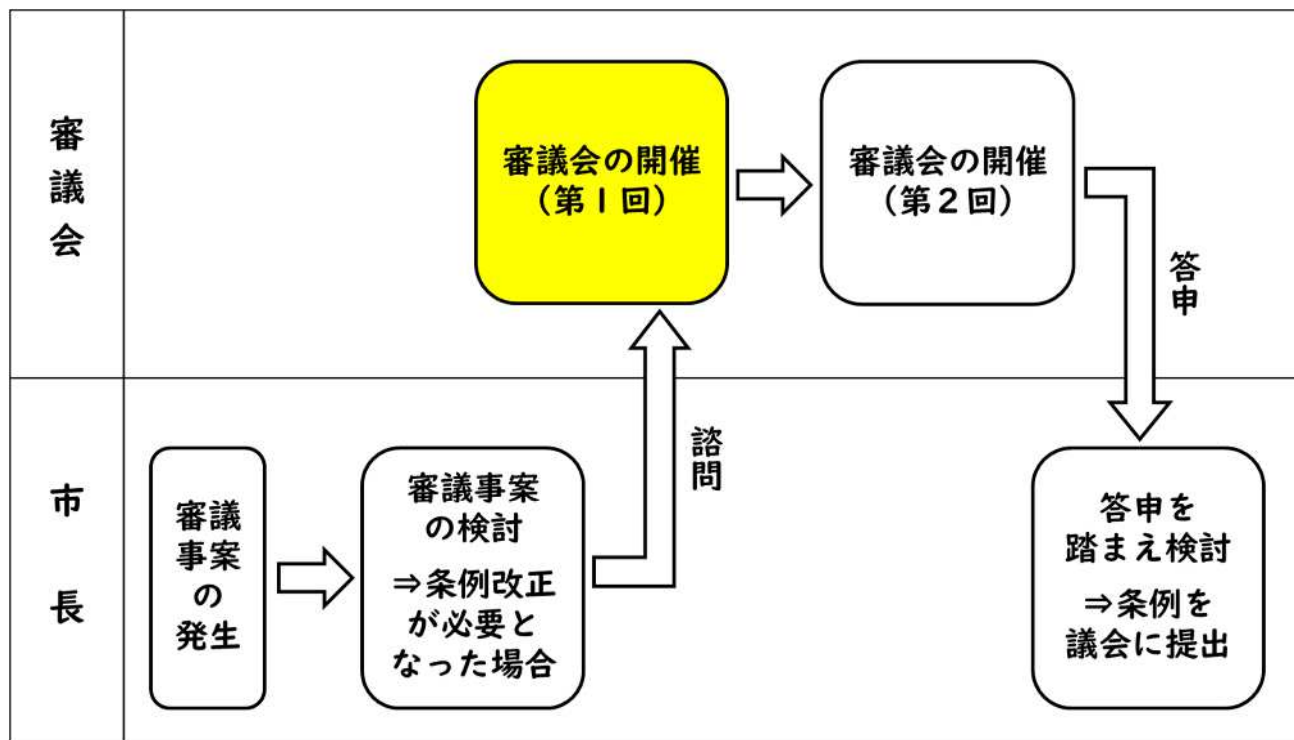
(所掌事務)

第2条 市長は、議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「議員報酬等」という。）の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

【今回の開催目的】

戸田市議会議員の議員報酬について、現行の額が適性であるかを検討し、改定の必要性について審議を行うため。

(2) 審議会の流れ



(3) 委員紹介

No.	選出団体	氏名
1	戸田市町会連合会	渡辺 一実
2	戸田市商工会	田中 治夫
3	戸田市商工会	今村 仁美
4	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会 川口・戸田・蕨地域協議会	長沢 英俊
5	戸田市民生委員・児童委員協議会	磯部 恒子
6	とだわらび青年会議所	宇賀神 勇太
7	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	鳥山 勉
8	蕨戸田市医師会	早船 直彦
9	戸田市金融団	篠田 正浩
1 0	戸田更正保護女性会	奥住 美千子

順不同、敬称略

(4) 過去の開催事例と答申内容

年度	開催回数	諮問方法	審議内容	答申内容
H 6	2 回	白紙諮問	・ 市長等及び議員等の報酬額について	・ 市長等及び議員等：増額改定
H 1 4	2 回	白紙諮問	・ 市長等及び議員等の報酬額について	・ 市長等：減額改定 (平均 3 % ↓) ・ 議員等：据置き
H 1 7	2 回	白紙諮問	・ 市長等及び議員等の報酬額について ・ 農業委員の報酬について	・ 市長等及び議員等：据置き ・ 農業委員：減額改定

2 戸田市議会議員の報酬等

(1) 議員定数及び議員報酬等について

【議員定数】

26人（令和6年7月1日現在の実数：26人）

【議員報酬とは】

議員報酬は、議員としての役務の提供に対する給付として支給されるものであり、条例により以下のとおり定められております。

○戸田市議会基本条例

（議員報酬）

第22条 議会は、議員が日々研さんし、高い見識を養い、その使命及び責任を果たすために必要な議員報酬を定めるものとする。

2 議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

【議員報酬及び期末手当の額】

職名	議員報酬（月額）	期末手当（年額）	合計（年額）
議長	540,000 円	2,916,000 円	9,396,000 円
副議長	490,000 円	2,646,000 円	8,526,000 円
常任委員長	455,000 円	2,457,000 円	7,917,000 円
議員	450,000 円	2,430,000 円	7,830,000 円

(2) 政務活動費について

【政務活動費とは】

政務活動費については、地方自治法により以下のとおり定められております。

○ 地方自治法

第 1 0 0 条 (略)

1 ~ 1 3 (略)

1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

【政務活動費の取扱い等】

政務活動費の取扱い等については、条例により以下のとおり定められております。

○ 戸田市議会基本条例

(政務活動費)

第 2 3 条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 議長は、政務活動費の収支報告書及び領収書等の証拠書類を公表することにより、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

【政務活動費の額】

各会派に対し、「月額 40,000 円 × 会派の所属議員数」を年 2 回 (半期ごと) 支給。

【政務活動費を充てることができる経費の範囲】

○戸田市議会政務活動費の交付に関する条例

別表

項目	内容
研修費	会派が研究会若しくは研修会の開催又は会派に属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会への参加に要する経費（会場費、器材借上げ費、講師謝金、参加費、旅費（交通費、宿泊費等）等）
調査費	会派が行う先進地調査の実施又は学識経験者、業者等への調査等の依頼に要する経費（旅費（交通費、宿泊費等）、調査委託費等）
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料等）
広報費	会派が行う活動結果の報告並びに議会活動及び市の政策について住民に対する PR に要する経費（印刷製本代、送料、会場費、ホームページ作成費及び運営費等）
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望又は意見の聴取等の活動に要する経費（アンケート代、印刷製本代、会場費、器材借上げ費、茶菓子代等）
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、賃金等）
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入費、リース代等）
その他	上記以外の経費で会派の行う活動に必要な経費

注 （ ）内は例示

3 類似団体及び埼玉県内団体との比較

(1) 比較対象団体について

- ・類似団体（４９団体）：総務省が国勢調査の結果を基に作成した「市町村類型」において、戸田市と同一の類型（－３）に分類される全国の市町村を対象に照会を実施し、回答が得られた団体を集計。

戸田市と「人口」及び「産業構造」が類似している団体。

- ・埼玉県内団体（５５団体）：埼玉県内の全市町村を対象に照会を実施し、回答が得られた団体を集計。

(2) 比較結果（概要）

埼玉県類似団体平均（戸田市を含む７団体）、東京都類似団体平均（５団体）、全国類似団体平均（戸田市を含む５０団体）及び埼玉県内全団体平均（戸田市を含む５６団体）との比較について、概要は以下のとおり。照会結果全件については、（別紙）を参照。

自治体名		戸田市	埼玉県 類似団体平均	東京都 類似団体平均	全国 類似団体平均	埼玉県内 全団体平均
全人口		141,988	131,282	130,306	122,628	123,900
全世帯数		69,414	62,832	66,254	59,395	59,150
議員定数 （条例）		26	23.1	24.0	23.7	20.6
議員定数 （実数）		26	22.9	24.0	23.5	20.3
R6予算 歳出総額 （千円）		62,466,000	50,179,287	59,187,800	56,148,017	50,584,589
R6予算 市税（歳入） 総額（千円）		30,400,800	21,042,698	26,811,900	18,972,279	20,107,927
R4財政力指数		1.214	0.892	1.073	0.775	0.760
報酬月額 （円）	議長	540,000	480,000	597,500	557,614	432,446
	副議長	490,000	428,857	542,340	499,972	375,518
	常任委員長	455,000	408,857	517,380	456,661	358,750
	議員	450,000	403,143	509,400	466,012	352,214
年間 支給総額（報酬＋ 手当） （円）	議長	9,396,000	8,264,186	10,330,560	9,391,335	7,461,271
	副議長	8,526,000	7,385,143	9,376,793	8,424,583	6,480,682
	常任委員長	7,917,000	7,074,746	8,944,450	7,703,139	6,196,157
	議員	7,830,000	6,941,803	8,807,328	7,853,128	6,079,173

令和6年4月1日時点の状況（各項目に記載がある場合を除く。）

常任委員長の報酬月額等に別段の定めがない自治体については、一般議員の報酬等を用いて平均を算出。

4 消費者物価指数

(1) 消費者物価指数とは

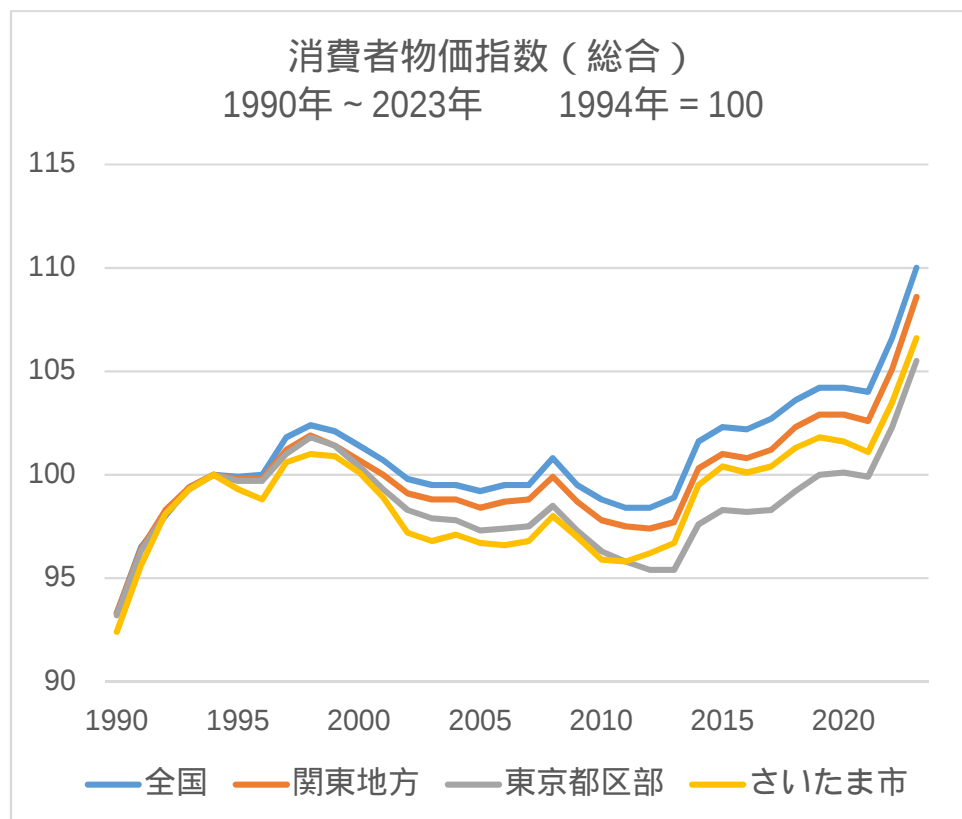
消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、毎月作成しています。（中略）結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されています。

（総務省統計局ホームページから抜粋）

(2) 消費者物価指数の推移

品目（中分類）別の消費者物価指数について、戸田市議会議員等の報酬が現在の額に改定された1994年（平成6年）を100とし、「全国」「関東地方」「東京都区部」「さいたま市」の4地区の1990年から2023年までの推移を集計。

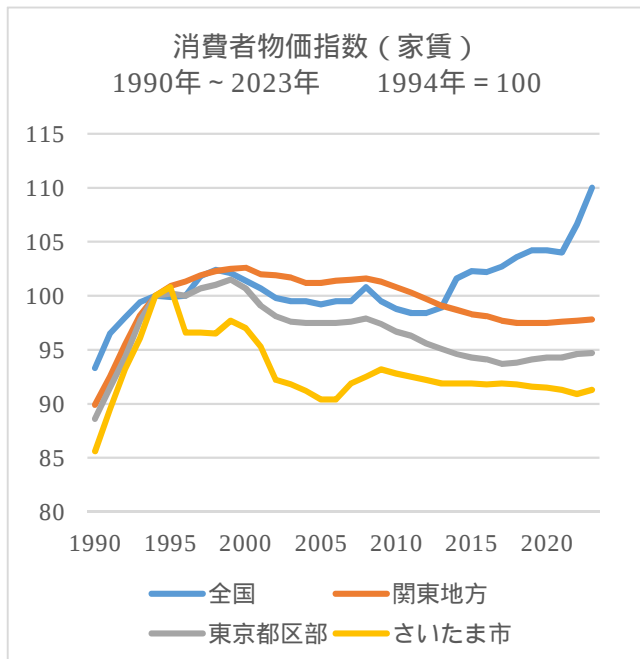
【総合】 2023年時点の最高値：110.0（全国）／最低値：105.5（東京都区部）



【品目（中分類）別】

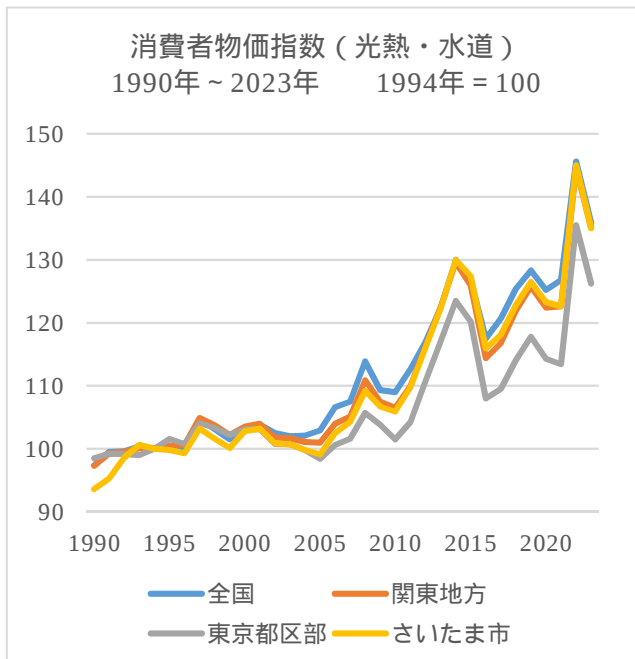
（家賃）

2023年時点の最高値：103.0（全国）
／最低値：91.3（さいたま市）



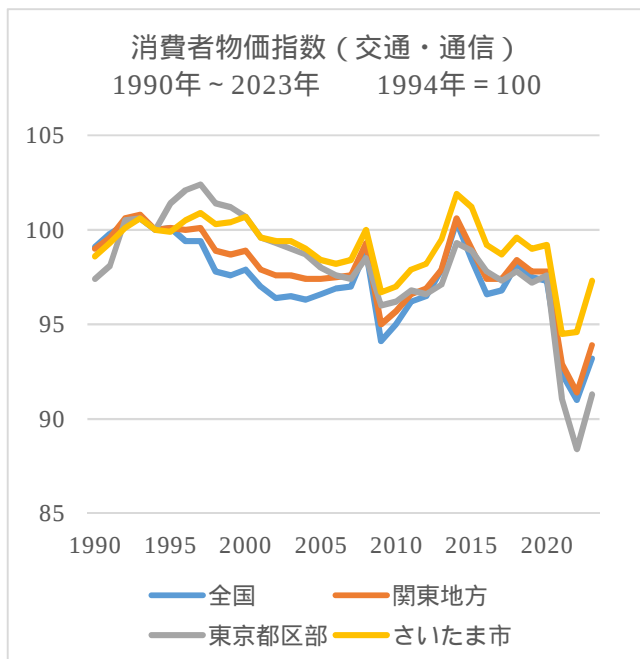
（光熱・水道）

2023年時点の最高値：135.8（全国）
／最低値：126.2（東京都区部）



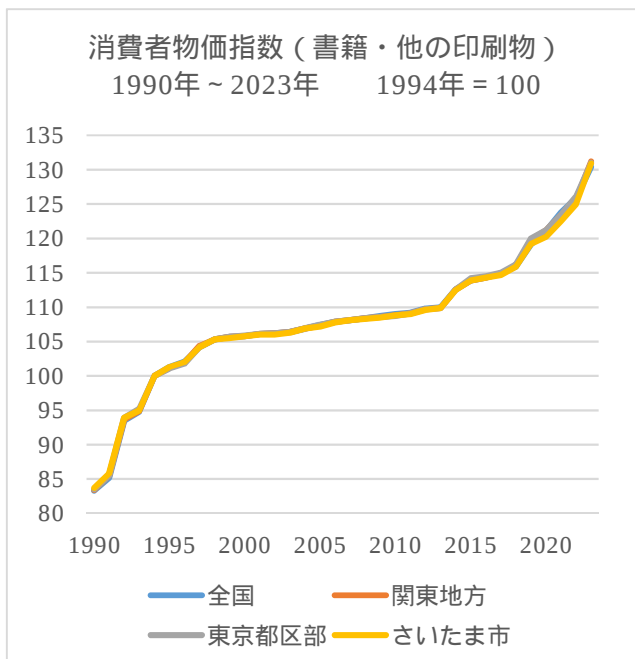
（交通・通信）（ 1 ）

2023年時点の最高値：97.3（さいたま市）
／最低値：91.3（東京都区部）



（書籍・他の印刷物）（ 2 ）

2023年時点の最高値：131.2（関東地方）
／最低値：130.4（全国）



（ 1 ）公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン、自動車部品等、郵便料、通信料（固定電話・携帯電話）等を含む。

（ 2 ）新聞代、雑誌、書籍代等を含む。

表：消費者物価指数の推移(中分類別・地区別) H6 = 100.0とした場合の指数。

年(和暦)	H2	H4	H6	H11	H16	H21	H26	R1	R3	R5
年(西暦)	1990	1992	1994	1999	2004	2009	2014	2019	2021	2023
総合	全国	93.3	98.0	100.0	102.1	99.5	101.6	104.2	104.0	110.0
	関東地方	93.3	98.3	100.0	101.4	98.7	100.3	102.9	102.6	108.6
	東京都区部	93.2	98.1	100.0	101.4	97.3	97.6	100.0	99.9	105.5
	さいたま市	92.4	98.1	100.0	100.9	97.0	99.5	101.8	101.1	106.6
家賃	全国	90.4	95.6	100.0	105.4	105.7	103.8	102.7	102.9	103.0
	関東地方	89.9	95.5	100.0	102.5	101.3	98.7	97.5	97.6	97.8
	東京都区部	88.6	94.3	100.0	101.5	97.4	94.6	94.1	94.3	94.7
	さいたま市	85.6	93.2	100.0	97.7	93.2	91.9	91.6	91.3	91.3
光熱・水道	全国	97.4	99.6	100.0	101.5	109.3	130.0	128.3	126.8	135.8
	関東地方	97.3	99.5	100.0	102.2	107.5	129.6	125.7	122.6	135.1
	東京都区部	98.5	99.2	100.0	102.2	103.8	123.5	117.8	113.4	126.2
	さいたま市	93.6	98.6	100.0	100.1	106.7	130.0	126.5	122.6	135.0
交通・通信 (1)	全国	99.1	100.3	100.0	97.6	94.1	100.4	97.5	92.4	93.2
	関東地方	99.0	100.6	100.0	98.7	95.0	100.6	97.8	92.9	93.9
	東京都区部	97.4	100.5	100.0	101.2	96.0	99.3	97.2	91.1	91.3
	さいたま市	98.6	100.1	100.0	100.4	96.7	101.9	99.0	94.5	97.3
書籍・他の印刷物(2)	全国	83.3	93.5	100.0	105.7	108.7	112.6	119.1	123.8	130.4
	関東地方	83.4	93.7	100.0	105.7	108.6	112.6	119.8	123.4	131.2
	東京都区部	83.5	93.9	100.0	105.7	108.6	112.6	120.0	123.5	131.0
	さいたま市	83.7	93.9	100.0	105.5	108.5	112.5	119.2	122.5	130.9

(1)公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン、自動車部品等、郵便料、通信料(固定電話・携帯電話)等を含む。

(2)新聞代、雑誌、書籍等を含む。

5 令和5年戸田市議会運営状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

比較対象団体については「3（1）」と同様。

埼玉県類似団体平均（戸田市を含む7団体）、東京都類似団体平均（5団体）、全国類似団体平均（戸田市を含む50団体）及び埼玉県内全団体平均（戸田市を含む56団体）との比較について、概要は以下のとおり。照会結果全件については、（別紙）を参照。

（1）定例会について

自治体名	戸田市	埼玉県 類似団体平均	東京都 類似団体平均	全国 類似団体平均	埼玉県内 全団体平均
開催回数	4	4.3	4.4	3.9	4.5
会期日数	103	93.4	102.8	97.0	86.1
本会議日数	30	27.9	25.2	24.5	24.4

日数は延べ日数。

（2）常任委員会について

自治体名		戸田市	埼玉県 類似団体平均	東京都 類似団体平均	全国 類似団体平均	埼玉県内 全団体平均
会期中の開催日数		54	30.0	18.2	26.5	19.0
閉会中の開催日数		38	8.3	6.2	6.0	5.6
市内 行政視察	回数	0	0.3	0.2	0.7	0.7
	日数	0	0.3	0.2	0.7	0.7
市外 行政視察	回数	16	5.6	2.6	4.0	3.4
	日数	16	9.6	6.2	7.3	5.7

日数は延べ日数。

(3) 特別委員会について

自治体名		戸田市	埼玉県 類似団体平均	東京都 類似団体平均	全国 類似団体平均	埼玉県内 全団体平均
会期中の開催日数		20	5.4	17.8	8.9	4.4
閉会中の開催日数		22	5.0	4.6	4.1	3.9
市内 行政視察	回数	0	0.0	0.0	0.1	0.1
	日数	0	0.0	0.0	0.1	0.1
市外 行政視察	回数	7	1.0	0.2	0.4	0.2
	日数	7	1.0	0.2	0.6	0.3

日数は延べ日数。

(4) 議会運営委員会について

自治体名		戸田市	埼玉県 類似団体平均	東京都 類似団体平均	全国 類似団体平均	埼玉県内 全団体平均
会期中の開催日数		15	12.1	12.8	11.2	10.6
閉会中の開催日数		6	5.4	6.6	6.2	5.8
市内 行政視察	回数	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日数	0	0.0	0.0	0.0	0.0
市外 行政視察	回数	2	1.0	0.2	0.5	0.6
	日数	2	1.1	0.4	0.7	1.0

日数は延べ日数。

6 戸田市職員の給与改定状況

< 直近 5 年間の給与改定状況（給料・期末勤勉手当） >

改定 年度	適用日	改定内容	給料月額・ 実質改定率 （行政職）	期末勤勉手当 支給月数 （改定前）	期末勤勉手当 支給月数 （改定後）
R5	R5.4.1	・ 給料の引上げ（若年層を中心に、全職員を対象） ・ 期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ	1.24%	4.4月	4.5月
R4	R4.4.1	・ 給料の引上げ（若年層を対象） ・ 期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ	0.33%	4.3月	4.4月
R3	R3.4.1	・ 期末勤勉手当の支給月数を0.15月分引下げ	—	4.45月	4.3月
R2	R2.4.1	・ 期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引下げ	—	4.5月	4.45月
H31	H31.4.1	・ 給料の引上げ（若年層を対象） ・ 期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ	0.18%	4.45月	4.5月

R4.6月賞与にて実施した調整減額適用後の実質支給月数。

7 今後のスケジュール等

○審議会（第2回）（予定）

日時：令和6年7月24日（水）19時～（2時間程度）

場所：戸田市役所本庁舎7階 第5委員会室

